

「児童発達支援利用料金内容」

1-1 児童発達支援利用料金

株式会社 くらり

項 目	単 位 数	備 考
【利用基本単位】	区分1 30分～1時間30分 901単位/日 区分2 1時間30分～3時間以下 928単位/日 区分3 3時間以上～5時間以下 980単位/日	※ サービス利用時間により算定 ※ ご家庭の都合等により前後に超過した場合は「延長支援加算」の対象になります。ただし事業所の事情により不可能場合があります。

【各種加算】

延長支援加算日	(1) 延長1時間～2時間未満 92単位/日 (2) 延長2時間以上 123単位/日 (3) 30分～1時間未満 61単位/日	※(3)は、利用者都合で短時間になった場合に算定
児童指導員加配加算	(1)常勤・専従・経験5年以上 187 単位/日 (2)常勤・専従・経験5年未満 152 単位/日 (3)常勤換算・経験5年以上 123 単位/日 (4)常勤換算・経験5年未満 107 単位/日 (5)その他の従業員を配置 90 単位/日	※基準人員(児童指導員か保育士で2名以上、うち1人は常勤で配置)の他に左記に該当する職員を配置した場合に算定
福祉専門職員配置加算	区 分 (I) 15 単位/日 区 分 (II) 10 単位/日 区 分 (III) 6 単位/日	※常勤従業員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の割合によって算定 ※(Ⅲ)は、従業員のうち常勤者の割合によって算定
専門的支援加算	123 単位/日	※理学療法士等を配置した場合に算定
専門的支援実施加算	原則月4回、最大6回まで 1 150 単位/日	※専門人材が、個別・集中的に支援をした場合に算定
送迎加算	4 単位/回	片道につき
欠席時対応加算	4 単位/回	
子育てサポート加算	月 4 回 80 単位/回	※保護者に支援参加の機会を提供し、児童の特性を踏まえた相談を行った場合に算定
上限管理加算	月 1 回 150 単位/回	※他事業所との負担料調整事務
事業所間連携加算	(I) 中 核 事 業 所 500 単位/回 (II) 連 携 事 業 所 150 単位/回	※他の事業所と、支援情報の連携を行った場合に算定
関係機関連携加算	(I) 保育所や学校と連携し支援計画の作成 250 単位/回 (II) 保育所や学校と(I)以外の連携 200 単位/回 (III) 児 相 、 医 療 機 関 と 情 報 連 携 150 単位/回 (IV) 就 学 、 就 職 先 と 連 絡 調 整 200 単位/回	※(I)～(Ⅲ)は、月1回まで ※(Ⅳ)は、1回のみ

1-2

株式会社 くらり

家族支援加算	(Ⅰ)個別相談援助 ・居宅訪問(所要 1H 以上) 300単位/回 (所要 1H 未満) 200単位/回 ・事業所内対面 100単位/回 ・オンライン 80単位/回 (Ⅱ)グループ相談援助 ・事業所内対面 80単位/回 ・オンライン 60単位/回	※いずれも月4回まで
個別サポート支援加算	(Ⅰ)個別サポート支援 120単位/日 (Ⅱ)個別サポート支援 150単位/日	※(Ⅰ)は、ケアニーズの高い児童への支援 ※(Ⅱ)は、親が原因で要保護・要支援の必要児童に、児相やこども家庭センターと連携を行った場合に算定
保育・教育等移行支援加算	・退所前に移行に向けた取り組み(2回) 500単位/回 ・退所後に居宅訪問し相談援助/回(2回) 500単位/回 ・退所後に保育所等への訪問し援助(1回) 500単位/回	※事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に算定

【福祉・介護職員等処遇改善加算】

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算とは…………… 福祉・介護の現場で安定的な人材確保を目的として、賃金向上や職場環境の整備を行い職員の処遇を改善するための国(厚労省)の行う事業で、当事業所も要件に合致していることから積極的に参画しています。

(加算率)
 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 13.1% (Ⅱ) 12.8% (Ⅲ) 11.8% (Ⅳ) 9.6%
 ※ (Ⅰ)～(Ⅳ)は、要件によりとなります。

別紙 2

「放課後等デイサービス利用料金内容」

1-1 放課後等デイサービス利用料金
 株式会社 くろり

項 目	単 位 数	備 考
(利用基本単位)	区分1 30分～1時間30分 574単位/日 区分2 1時間30分～3時間以下 609単位/日 区分3 3時間以上～5時間以下 666単位/日 (区分3は、学校の休業日のみ)	※ サービス利用時間により算定 ※ ご家庭の都合等により前後に超過した場合は「延長支援加算」の対象になります。ただし事業所の事情により不可能の場合があります。

【各種加算】

延長支援加算日	(1) 延長1時間～2時間未満 92単位/日 (2) 延長2時間以上 123単位/日 (3) 30分～1時間未満 61単位/日	※(3)は、利用者都合で短時間になった場合に算定
児童指導員加配加算	(1)常勤・専従・経験5年以上 187 単位/日 (2)常勤・専従・経験5年未満 152 単位/日 (3)常勤換算・経験5年以上 123 単位/日 (4)常勤換算・経験5年未満 107 単位/日 (5)その他の従業員を配置 90 単位/日	※基準人員(児童指導員か保育士で2名以上、うち1人は常勤で配置)の他に左記に該当する職員を配置した場合に算定
福祉専門職員配置加算	区 分 (I) 15 単位/日 区 分 (II) 10 単位/日 区 分 (III) 6 単位/日	※常勤従業員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の割合によって算定 ※(III)は、従業員のうち常勤者の割合によって算定
専門的支援加算	123 単位/日	※理学療法士等を配置した場合に算定
専門的支援実施加算	原則月2回、最大6回まで 1 150 単位/日	※専門人材が、個別・集中的に支援をした場合に算定
送迎加算	4 単位/回	片道につき
欠席時対応加算	4 単位/回	
子育てサポート加算	月 4 回 80 単位/回	※保護者に支援参加の機会を提供し、児童の特性を踏まえた相談を行った場合に算定
上限管理加算	月 1 回 150 単位/回	※他事業所との負担料調整事務
事業所間連携加算	(I) 中 核 事 業 所 500 単位/回 (II) 連 携 事 業 所 150 単位/回	※他の事業所と、支援情報の連携を行った場合に算定
関係機関連携加算	(I) 保育所や学校と連携し支援計画の作成 250 単位/回 (II) 保育所や学校と(I)以外の連携 200 単位/回 (III) 児 相、医 療 機 関 と 情 報 連 携 150 単位/回 (IV) 就 学、就 職 先 と 連 絡 調 整 200 単位/回	※(I)～(III)は、月1回まで ※(IV)は、1回のみ

2

株式会社 くろり

-

2

家族支援加算	(I) 個別相談援助 ・ 居 宅 訪 問 (所 要 1H 以 上) 300単位/回 (所 要 1H 未 満) 200単位/回 ・ 事 業 所 内 対 面 100単位/回 ・ オ ン ラ イ ン 80単位/回 (II) グループ相談援助 ・ 事 業 所 内 対 面 80単位/回 ・ オ ン ラ イ ン	※いずれも月4回まで
--------	--	------------

	60単位/回	
個別サポート支援加算	(Ⅰ) 個別サポート支援 120単位/日 (Ⅱ) 個別サポート支援 150単位/日 (Ⅲ) 個別サポート支援 70単位/日	※(Ⅰ)は、指標判定13点以上の児童への支援 ※(Ⅱ)は、親が原因で要保護・要支援の必要児童に、児相やこども家庭センターと連携を行った場合に算定 ※不登校児対象、学校との連携をとりながら支援
保育・教育等移行支援加算	・退所前に移行に向けた取り組み(2回) 500単位/回 ・退所後に居宅訪問し相談援助/回(2回) 500単位/回 ・退所後に保育所等への訪問し援助(1回) 500単位/回	※事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に算定

【福祉・介護職員等処遇改善加算】

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算とは・・・・・・ 福祉・介護の現場で安定的な人材確保を目的として、賃金向上や職場環境の整備を行い職員の処遇を改善するための国(厚労省)の行う事業で、当事業所も要件に合致していることから積極的に参画しています。

(加算率)
福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 13.4% (Ⅱ) 13.1% (Ⅲ) 12.1% (Ⅳ) 9.8%
※ (Ⅰ)～(Ⅳ)は、要件によりこととなります。

別紙 3

「利用料金計算例及び利用負担額」

- ※ 令和7年4月1日現在 1単位単価 = 10円
- ※ 別紙1の単位数参照
- ※ 加算内容によって変動します。
- 利用料金の計算(利用1回)
 - ・ 基本単位数＋各加算単位数×処遇改善率 = 利用単位数
 - ・ 利用単位数×地域単価10円 = 利用者料金

【計算例】
放デイの場合で、基本単位区分2、延長加算1H、往復送迎あり、処遇改善加算Ⅰに該当

- ① 基本単位609単位＋延長加算92単位＋送迎加算2回108単位＝809× 処遇改善率(Ⅰ) 13.4%＝917.406(四捨五入)＝総利用917単位/回
- ② $809 \times \text{処遇改善率(Ⅰ) } 13.4\% = 108.406$ (四捨五入)＝108
- ③ $809 + \text{処遇改善分} 108 = 917$ 単位/回
- ④ ② 総利用917単位×地域単価10円＝9,170円/回

1回あたり利用料×利用日数＝月利用料 月10回利用の場合91,700円(総利用料金)

利用者負担額10%から 9,170円/月

利用負担上限額が例えば4,600円なら負担金は4,600円になります。

【利用者負担額】

- 総利用料金の10% (残りの90%は国の負担になります。)

【利用者負担額の上限】

- 利用者様の所得により、負担額の上限が0円、4,600円、37,200円になります。(受給者証記載額)

※ 上限額を超える額については国の負担になります。

※ 上限額等の詳細については、住所のある市役所障がい福祉課にお問い合わせください。